

令和5年度 九重町職員採用試験 — 令和6年4月1日採用 —

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

職 種

- 一般行政職(高卒程度、大卒程度)
- 保育教諭
- 保健師
- 土木技師

申込受付期間

6月16日(金)~
8月10日(木)

第1次試験

- 試験日 **9月17日(日)**
午前10時~午後0時40分(休憩:正午~午後0時20分)
- 試験会場 九重町役場
- 試験内容 教養試験(5肢択一筆記試験/40問120分)
職場適応性検査(120問20分)



採用人数・受験資格

一般行政職(高校卒業程度) 若干名

- ・平成11年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人。

一般行政職(大学卒業程度) 若干名

- ・大学卒業程度の学力を有する人で、平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法にも基づく大学(短期大学を除く)を卒業又は令和6年3月31日までに卒業見込の人。

保育教諭 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭の資格を有する人又は令和6年3月31日までに資格を取得見込の人。

保健師 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する人。又は令和6年3月31日までに免許を取得見込の人。

土木技師 若干名

- ・平成元年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又は大学等において土木科の専門課程を修了した人(令和6年3月31日までに修了見込の人を含む。)又は高卒以上の土木の専門的知識・技能を有する人。

● 申込方法及び申込期間

申込方法 電子申請(インターネットでの申し込み)
申込み URL : <https://logoform.jp/form/cSUd/273477>

申込期間 令和5年6月16日(金) 午前8時30分 ~
令和5年8月10日(木) 午後5時

※申込みには、①パソコン又はスマートフォン、②申込者本人のメールアドレス、③申込者本人の顔写真データが必要です。

※その他詳細については、九重町ホームページをご覧ください。



▲申込み二次元コード



▲九重町HP

九重町



使う予定のない農業用ハウス はありませんか？

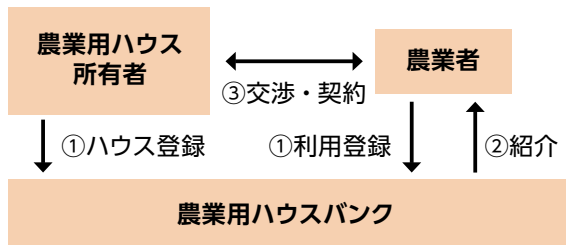
●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

町内にある農業用ハウスを有効活用するため、ハウスを「使わなくなった人」と「使いたい人」をマッチングする『農業用ハウスバンク』を新たに開設します。

現在、バンクに登録していただける農業用ハウスを募集しています。

使っていない、または今後使う予定のない農業用ハウスをお持ちの方はぜひ農林課までご連絡をお願いします。

『農業用ハウスバンク』イメージ



遊休ハウスの再活用を 支援します！

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

農業用ハウス資材の高騰による農業経営への影響緩和のため、遊休ハウスの譲渡や売買に対してハウス面積に応じた補助を行います。

【対象者】 町内在住の農業者
(個人・法人・集落営農団体)

【要件】 遊休ハウスを購入または譲り受け、
園芸作物の生産・販売を行うこと

補助額の例

- 120㎡から239㎡のハウスの場合 60,000円
- 360㎡から479㎡のハウスの場合 180,000円

※遊休ハウスとは、現在利用されていないハウス、
今後利用予定のないハウスの事です。

※補助を受けようとする方については、事前に農
林課にお問い合わせください。

プリンセスリーフを 栽培しませんか

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

空いているハウス等を活用してプリンセスリーフ(染色したハボタン)を栽培してみませんか。

令和5年度は町の事業として、ハボタンの生産に必要な種子・資材購入費の補助を行います。また、九重町在住の農業者を対象に、ハボタン栽培に関する講習会を実施します。

ハボタン栽培に興味がある方はぜひご参加ください。

- 日時 6月28日(水)午後7時より
- 場所 九重町役場1階101会議室
- その他 参加を希望される方は農林課までご連絡をお願いします



◀まちの事業紹介
(33ページに掲載)



マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	7月 4日(火) 7月 20日(木) 8月 8日(火) 8月 24日(木)	午後5時～ 午後7時
休日	7月 8日(土) 7月 23日(日) 8月 12日(土) 8月 27日(日)	午前9時～ 正午



しいたけ栽培研修生募集 ～あなたも原木椎茸栽培の担い手になりませんか？

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

県では、大分県の特産品である”原木しいたけ”の生産振興を図るため、しいたけ生産に興味のある方を対象に習熟度に応じた2つの研修を開催します。

しいたけ栽培への就業を検討中の方、就農間もない方など、多数の参加をお待ちしています。

【研修概要】

●基礎研修

計4回の研修会(講義・実技・視察等)を通して原木しいたけ栽培の基礎を学ぶ研修

開講時期: 8月～3月 ※各回、日曜日に開催します。※第1回予定: 令和5年8月20日(日)

研修場所: 県農林水産研究指導センター林業研究部きのこグループ(豊後大野市三重町)

募集人員: 35名

●実践研修(①作業体験コース or ②技術習得コース)

最大12日間、研修生在住地の近隣優良生産者の生産現場に通い、生産者から直接技術指導を受ける実践研修

研修時期: 10月～3月のうち最大12日間以内

コース区分: ①作業体験コース※47歳以下(移住者は52歳以下)の未参加者
②技術習得コース

募集人員: ①作業体験コース(5名)、②技術習得コース(10名)

【申込方法】

下記の申込先、または九重町役場農林課にて「受講申込書」を記入し、提出してください。大分県のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。

締切: 7月31日(月) ※希望者多数の場合は選考となります。

申込先

大分県農林水産部 林産振興室 椎茸振興班

☎097-506-3836

大分県西部振興局 農山村振興部 林業・木材・椎茸第二班

☎0973-22-2585

土砂災害から生命を守るために「日頃の備え」と「早めの避難」を!

6月は≪土砂災害防止月間≫です。

梅雨や台風の季節が近づいています。

濁った湧水や山鳴り、斜面のひび割れなどは、土砂災害の前兆です。早めの避難を心がけましょう。

※異常な箇所を発見した場合は、すぐに九重町役場危機管理・防災安全課☎76-3801

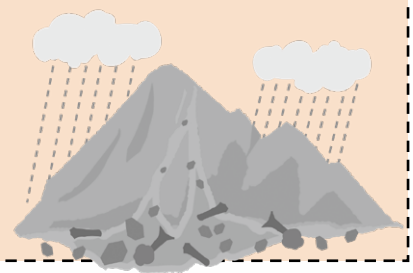
又は玖珠土木事務所☎72-1152にご連絡をお願いします。



こちらから県内の「土砂災害警戒区域」を確認できます。



九重町の雨量計情報



町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

町営住宅

青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け3戸 (3LDK：3戸)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料1,000円/月

豊後中村住宅

住 所： 九重町大字右田687番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸 (3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。駐車場使用料1,000円/月



地域優良賃貸住宅

奥野住宅

住 所： 九重町大字右田2022番地の1
募 集 戸 数： 新婚子育て世帯向け1戸 (3LDK) / 若者単身向け3戸 (1DK)
そ の 他： IHクッキングヒーター (20A措置タイプ) が必要。
基本住宅使用料： 78,000円/月 (新婚・子育て世帯向け) / 52,000円/月 (若者単身者向け)
駐車場使用料： 1,000円/月 (1台分)

※地域優良賃貸住宅については条件を満たした場合基本住宅使用料の減額があります。
詳しくは九重町ホームページをご覧ください。



申込みについて

募集期間：令和5年 6月16日(金)～6月29日(木) 午後5時まで

- 入居予定日：令和5年8月1日(火)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

おおいたさくら猫プロジェクトについて

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎76-3150

平成31年2月、大分市廻栖野に、おおいた動物愛護センターがオープンし、犬、猫の保護を行っています。令和2年度に致死処分された猫は、2,134匹にのぼり、このうち約70%が生まれて間もない子猫でした。大分県では猫による環境問題を解決すると共に、猫の殺処分を減らすために、「飼い主のいない野良猫」に対して、おおいた動物愛護センターにおいて無料の不妊去勢手術を行っています。九重町では、おおいたさくら猫プロジェクトの登録受付をしています。

不妊・去勢手術済のしるしに、耳先を桜の花びらの形にカットした猫を、さくら猫と呼び、実施しています。

- 【対 象】 地域で保護活動を行っている登録団体・個人
※希望者は、地域活動団体等として町に登録を行う必要があります。
- 【手 法】 所有者のいない猫に対する不妊・去勢手術の実施 (無料)
- 【実施場所】 おおいた動物愛護センター
- 【実施者】 センター職員(指導者：獣医師会)、ボランティア



※詳しくは商工観光・自然環境課までお問い合わせください。

低所得世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため対象児童1人あたり50,000円を給付します。

【支給対象者】

●ひとり親世帯の方

- (1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（申請不要）
- (2) 公的年金等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（申請が必要です。）
〔「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。〕
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。
- (3) 令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないが食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（申請が必要です。）

●ひとり親世帯以外の方

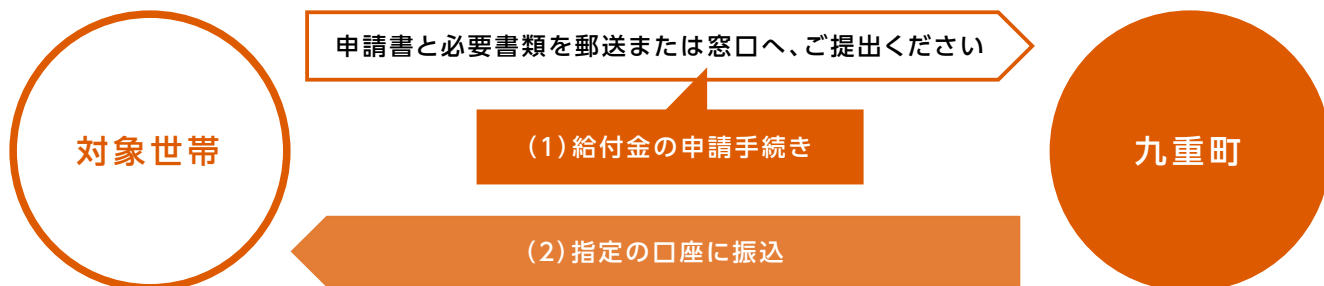
- (4) 九重町から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」の支給を受けた方（申請不要）
- (5) (4)のほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満。令和5年3月以降令和6年2月までに生まれる新生児も対象。）の養育者であって、(3)と同様に直近の家計が急変している、住民税非課税相当の収入の方。（申請が必要です。）

【申請方法】

支給対象に該当する方は、町ホームページに掲載している申請書に必要事項を記載し必要書類とともに子育て支援課へご提出ください。（児童の住民登録が町外の場合「在学証明」と「子育て世帯支援特別給付金の申請にかかる別居監護申立書」が必要となります。） ※ 詳しくは、町ホームページをご覧ください。

【申請期限】

令和6年2月29日（木）まで（令和6年2月15日～2月29日までに出生した児童の場合は出生届出時まで。）



支給対象者の(1)(4)に該当する方で、申請不要の方へは、令和5年5月31日に前回と同じ口座又は、変更届による指定口座に対象児童分の給付金を振込しています。

歯と口の健康保っていますか？ ～手にいれよう 長生きチケット 歯みがきで～

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

歯や口の健康を保つことは、単に食べ物を咀嚼するだけでなく食事や会話を楽しむなど豊かな人生送るための基礎となるものです。家族みんなで歯と口の健康寿命を延ばしましょう。

乳幼児期・学童期

九重町は1歳6か月児健診のときはむし歯を持つ児の割合は低いですが、3歳児健診で増加する傾向にあります。令和3年度の結果でも3歳児のむし歯を持つ児の割合は県内ワースト2位でした。

- 食事(間食)の時間を決める
- だらだらと食べない
- 食べた磨く習慣、必ず仕上げ磨き
- 定期的(3~4か月毎)にフッ化物塗布

<むし歯を持つ児の割合>

九重町 (1歳6か月児健診⇒3歳児健診)

令和2年度 **0.00%⇒29.9%**
(県内ワースト1位)

令和3年度 **0.00%⇒23.5%**
(県内ワースト2位)

成人・高齢期

平成28年の県の調査で、定期的に歯科検診を受けている20歳以上の割合は26.5%となっています。歯の喪失が急増するのは50歳前後です。歯の喪失を防止し咀嚼機能を維持することが重要です。

- よくかんで歯周病とメタボ予防
- 歯間清掃用具(デンタルフロスや歯間ブラシ)を使う
- 1日1回は入れ歯を外してお手入れを!
- 口や舌など口まわりを動かしてフレイル予防

年度末年齢40・50・60・70歳の人は、歯周疾患検診(無料)の対象者です。ぜひご活用ください。



食中毒を予防しましょう!!

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

細菌やウイルスなどが混入した食品をとることで起こる食中毒。6月から気温や室温が高くなるので、食中毒が発生しやすい時期になります。

食中毒というと、飲食店での食事が原因と思われがちですが、毎日食べている家庭の食事でも発生しています。普段、当たり前に行っていることが、思わぬ食中毒を引き起こすことがあります。毎日の生活の中で、食中毒予防を心がけましょう。

家庭でできる食中毒予防のポイント

手洗いが必要な時

- ・外出後、トイレ後、おむつ交換後、調理の前後、生肉・生魚・卵を取り扱う前後、食事の前。

食品の購入と保存

- ・消費期限などの表示を確認し、新鮮な物を購入。肉・魚はそれぞれ分けてビニール袋に入れる。
- ・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐ冷蔵庫と冷凍庫へ入れる。また、冷蔵庫の詰め過ぎに注意。肉や魚などはビニール袋や容器に入れ、他の食品に肉汁等がかからないように保存。

調理器具の管理

- ・まな板は洗剤で洗い熱湯をかけて消毒し、よく乾燥させる。包丁は柄までしっかり洗う。
- ・スポンジ、たわし、ふきんは洗剤で洗った後、十分乾燥させる。



調理と食品の管理

- ・加熱して調理する食品は十分に加熱する。
(目安は中心部分の温度が75℃以上で1分間以上 ※ノロウイルス予防は85℃以上90秒以上)
- ・温めなおすときも十分に加熱する。
- ・調理後の食品は長時間室温に放置しない。ちょっとでも怪しいと思ったら、食べずに思い切って捨てる。

会計年度任用職員を追加募集します

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

令和5年度九重町会計年度任用職員を追加募集します。希望される方は、九重町ホームページで詳細をご確認の上、必要書類を添えてお申し込みください。

- 任用予定期間 採用日～令和6年3月31日
- 募集職種 (年齢要件：令和5年4月1日現在、満18歳以上)

提出	職種	賃金(月額)	勤務先
①	一般事務職	130,732円～	役場庁舎内
	消費生活相談員	134,651円～	//
②	保育教諭	164,100円～	みつばこども園
③	特別支援教育支援員(無資格)	130,732円～	緑陽中学校
	特別支援教育支援員(有資格)	134,651円～	
	文化財専門員	142,925円～	九重文化センター



▲九重町HP
(募集要項等)

- 募集期間 随時 ※定員に達し次第締め切ります。
- 提出書類 ▶指定の履歴書(総務課・教育振興課・子育て支援課・九重町HPに準備しています)
▶資格や条件が必要な職種は、資格を証明する書類の写し

【提出及びお問い合わせ】 ①総務課(役場2階) ☎76-3800
②子育て支援課(役場1階) ☎76-3828
③教育振興課(役場2階) ☎76-3812

国民年金広場

国民年金保険料免除等の申請について

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金保険料免除等の申請

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、年金事務所または住民課(役場1階)の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

令和5年度分(令和5年7月から令和6年6月)の免除申請

受付開始 令和5年7月1日から

※申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。



- ▶失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、上記申請をされておらず、未納期間がある方は、年金事務所または住民課の国民年金窓口へご相談ください。

制度の概要

重度の心身障がい(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級)がある方の医療機関等で支払われた医療費(医療保険適用分)を助成する制度です。

- *所得制限等により助成対象に該当しない場合があります。(申請及び更新の際に所得を確認する必要がありますので、所得がない場合でも所得の申告は忘れずに行ってください。)
- *助成を受けるためには、健康福祉課の窓口で受給資格認定申請が必要です。
- *精神病床への入院に要した医療費は対象外です。
- *医療機関分と処方された薬局分を合算して1,000円未満の場合は対象外です。
- *住所・氏名・保険・口座等に変更があった場合は届出が必要です。

医療費の助成

「重度心身障がい者医療費受給者証」を、大分県内の医療機関等を受診する際は保険証と合わせて提示することで、指定された口座に助成金を振り込みます。(標準期間:3か月後)

以下の場合には健康福祉課の窓口へ助成金申請が必要です(対象医療費の領収書をお持ちください)

- ・県外の医療機関等を受診した場合
- ・県内の医療機関等で受給者証を提示しなかった場合
- ・償還払い対象外の医療機関等(あんま・マッサージ・指圧・針灸・柔道整復などを含む)を受診した場合
- ・治療用装具の自費払いがある場合

※受診月の翌月から1年を経過した日以後においては申請ができませんのでご注意ください。



町長コラム Vol.25

とびらをあけて

九重町長 日野 康志

例年に比べて、早い梅雨入りとなりました。今月の上旬には、台風の接近や線状降水帯による豪雨被害が東海を中心に発生していますが、梅雨入り初期の段階でこれだけの雨が降るとは思ってもいませんでした。温暖化の影響による異常気象です。

近年では、令和2年7月の豪雨災害、令和3年8月の豪雨災害、令和4年9月の台風14号災害と、毎年の様に災害が発生しています。全国でもそうですが、九重町においても大きな被害が重なり、災害復旧に支障をきたす状況となっています。幸いにも災害による人的被害はございませんでしたが、事前防災の意識はとて大事なものとなっています。これまでの経験を活か

し、検証を行いながら対策を講じてまいりますので、皆様のご協力の程宜しくお願い致します。



6月4日に、くじゅう山開き安全祈願祭が4年ぶりに法華院山荘で開催され、くじゅう観光連盟会長として参加してきました。この日は晴天にも恵まれ、多くの関係者や登山客で賑わいました。コロナが3年間続き、大きな災害も起こり、人口も減少し、賑わいも途絶え、人と人との繋がりが希薄化し、辛い辛い3年間でしたが、山をこよなく愛する人たちの笑顔を見た時、山々の風景を眺めた時、心が洗われました。

登山客の皆さん、今年も安全に登山を楽しんでください。町民の皆さん、たまには気分転換のつもりで、心と体の健康のつもりで、自然と登山を楽しんでみてください。